

部長及び参事官

殿

所 属 長

監 察 発 第 1 6 号

平成28年 1 月 7 日

30年保存（口訓）

本 部 長

高知県公安委員会表彰規程運用要領の制定について（通達甲）

高知県公安委員会表彰規程の運用に関し「高知県公安委員会表彰規程運用要領の制定について（例規）」（平成24年 3 月15日監察発第81号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、高知県公安委員会表彰規程の運用に関し別添のとおり「高知県公安委員会表彰規程運用要領」を定め、平成28年 1 月12日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県公安委員会表彰規程運用要領

第1 趣旨

この要領は、高知県公安委員会表彰規程（平成24年3月公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき公安委員会が行う表彰（以下「表彰」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事務処理要領

1 表彰の上申基準及び方法

所属長は、別表の左欄に掲げる対象者がそれぞれ同表の右欄に掲げる表彰の上申基準に適合すると認めるときは、別記様式の表彰上申書により監察課長を経由して本部長に上申するものとする。

2 表彰の上申時期

表彰の上申時期は、原則として別表の表彰の上申基準に適合することとなった後速やかに行うものとする。

3 部外の団体の表彰の上申

別表の部外の個人又は団体における表彰の上申基準の2の項に適合する部外の団体の表彰の上申については、1及び2にかかわらず、「警察職員、民間協力者等に対する定例表彰要領について（通達甲）」（平成28年1月7日監察発第14号）に基づき行うものとする。

4 表彰に関する庶務

表彰に関する庶務は、監察課において行うものとする。

別表（第2関係）

対象者	表彰の上申基準	
部外の個人又は団体	1 自らの危険を顧みず、犯罪の予防、被疑者の逮捕、人命救助、保護等を行うなど警察運営に関し、多大な協力があると認められる個人又は団体 2 平素から警察運営及び警察活動に積極的に協力している個人又は団体で、その功労が顕著であるもの 3 その他感謝状を授与することが適当と認められる個人又は団体	
公安委員会が委嘱又は任命する委員	警察署協議会委員	署長の諮問に対して積極的に効果的な施策を答申するなど署の業務運営に多大な協力があり、委員を退任する者
	留置施設視察委員会委員	留置施設を視察し、その運営に関し積極的に意見を述べるなど留置施設の適正な運用に多大な協力があり、委員を退任する者
	猟銃安全指導委員	猟銃所持者に対する助言、民間団体の活動への協力、猟銃の検査に関する職員への協力等猟銃の所持及び使用による危害防止活動に多大な協力があり、委員を退任する者
	少年指導委員	非行少年等の発見・保護活動、少年を取り巻く有害環境の浄化その他少年の非行防止及び健全育成に係る活動等を積極的に推進するなど少年非行防止活動に多大な協力があり、委員を退任する者
	地域交通安全活動推進委員	交通安全教育、街頭における広報啓発・交通安全指導等の活動を積極的に推進し、地域における交通安全活動に多大な協力があり、委員を退任する者

別記様式（第2関係）

本部長 殿	親発第 号 年 月 日 長 表彰上申書
被上申者	
協力の概要	
参考事項	